

ストップ!万引き

まんび
万引きをしない させない 見逃さない

まんび
万引きってなに？

『万引き』とは、コンビニやスーパー、本屋さんなどでお金を払わないで、品物をこっそりもっていくことです。つまり、ドロボウです。

『万引き』は犯罪です。



けいほう せつとう
【刑法235条 窃盗】
まんび せつとうざい ねんい か ちようえき まんえんい か ぼっせん
万引きは窃盗罪、10年以下の懲役または50万円以下の罰金です。

じぶん
自分が万引きするだけでなく

- ・万引きの見はりをする
- ・万引きをたのむ
- ・命令する
- ・ぬすんだモノをもらったり、買ったりすることも

はんざい
犯罪になります。



みつかった後 しょうひん
見つけた後に商品を返したり、
お金を払ってもぬすんだことに
変わりありません。
絶対にお店の商品をぬすんでは
いけません。



『万引き』をすると、お店の人だけではなく、家族や先生、友だちなど周りの人を悲しませることになります。なにより自分が一番づらい思いをします。

絶対にしてはいけません。



★お約束★

- ・自分のモノと、人のモノとの「けじめ」をつけます。
- ・友だちのモノをだまって持ち出してはいけません。
- ・自分がやられて嫌なことは、人にしてはいけません。



とみしろけいさつしよ おろく とみしろちくしやうねん ほどういんきやうぎかい
豊見城警察署、小禄・豊見城地区少年補導員協議会

連絡先：098-850-0110

いじめは絶対にダメ!

いじめとは

- ・相手が嫌だと思ふことをすること
- ・一方的に相手を苦しめること



主ないじめの種類

- ・なぐること
- ・モノをかくすこと
- ・けること
- ・悪口をいうこと
- ・お金をせびること
- ・むしすること
- ・仲間はずれにすること
- ・インターネットを使ったいじめ など

あなたの周りに「いじめ」られている人や、「いじめ」をしている人はいませんか?あなたは、友だちと一緒に「いじめ」をしたり、ほかの人に「いじめ」をやらせて面白がったことはありませんか?あなたが友だちに対して悪口を言ったり、仲間はずれをするなど、その友だちにとって嫌なことをしているのであれば、それは「いじめ」です。

無料通信アプリなどでの悪口や動画のいじめ



事例1) うっかり「?」をつけ忘れたために

グループトークで
「○○ちゃんの話ってさー、いつも面白くない?」
と言いたかったのに
「○○ちゃんの話ってさー、いつも面白くない」
と「?」をつけ忘れたまま書き込んだ。

その後、相手から「ひどい!」との書き込みがあり、誤解を解こうとメッセージを送っても反応がなく、一方的にグループトークを外されてしまった。



事例2) 悪ふざけのつもりでインターネットに動画を載せてしまった

悪ふざけのつもりで友達の変顔や裸の動画を勝手にSNSに投稿した。



動画はまたたく間に拡散されて炎上し、友だちの学校名や名前などの個人情報インターネットに出てしまい、学校に行くことが出来なくなりました。



いじめやトラブルが起きないために、出来ることを考えてみよう!

- ・文字だけの会話だから「?」や「!」では文字の意味が逆になることもあります。スタンプや顔文字を使ってみんなに正しく伝わるようにすることが大切です。
- ・嫌な気持ちになってしまってもすぐに感情をぶつせず、一呼吸して考えましょう。文字だとケンカになりそうな場合は、電話や直接会って話してみるのも良い方法です。
- ・一度ネットに流出したものは、消すことができません。誰が見ても恥ずかしくないものを載せましょう。

いじめは絶対にダメ!!

- ・相手を思いやる気持ちをもとう。
- ・自分がやられて嫌なことは、人にしない。
- ・自分がやられてうれしいことを相手にもしてあげましょう。
- ・トラブルやいじめにあったら、一人で悩まず周りの大人に相談しましょう。



豊見城警察署 連絡先 098-850-0110